

千歳市景観計画 (素案)

千歳市
令和3年(2021年)2月

目次

1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 景観の定義	2
2章 千歳市の景観特性と課題	3
1. 千歳市の概要	3
2. 千歳市の景観特性	3
3. 千歳市の景観づくりに求められる事項と課題	9
3章 景観づくりの基本理念・基本方針	12
1. 基本理念	12
2. 基本方針	13
3. 景観計画区域	14
4. 景観エリアごとの景観づくりの考え方	15
4章 景観づくりのルール（行為の制限）	24
1. エリア別の景観づくりの基準	24
2. 届出対象行為	31
3. 届出に係る基本フロー図	34
5章 景観づくりに関わる資源の指定方針や整備に関する事項	35
1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	35
6章 景観づくりの推進方策	37
1. 千歳市の景観づくりを支える推進方策	37

1 章 計画策定の趣旨

1 . 計画策定の背景と目的

本市は、支笏洞爺国立公園に指定されている支笏湖や清流千歳川をはじめとする豊かな自然環境に恵まれたまちで、北海道の空の玄関口である新千歳空港が立地しているほか、JR 千歳駅は JR 北海道の最大幹線となっており、道内主要都市へのアクセスに優れています。また、道路については、高速道路 2 路線と国道 36 号、道道 14 路線がネットワークを形成しています。

国内航空路線網の基幹空港である新千歳空港は、広域的な観点からも空港までの連絡において沿道景観の向上を図ることが重要であるため、北海道の顔となるよう、新千歳空港周辺景観形成推進協議会によって「新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドライン（平成 9 年（平成 24 年改訂））」が策定され、空港や空港周辺の沿道景観づくりを図ってきました。

本市では、千歳市都市景観形成基本計画として、平成 13 年に「ちとせ都市景観ガイドプラン」、平成 14 年に「ちとせ都市景観ガイドライン」を策定し、主に都市景観について、良好な景観づくりに取り組んできました。

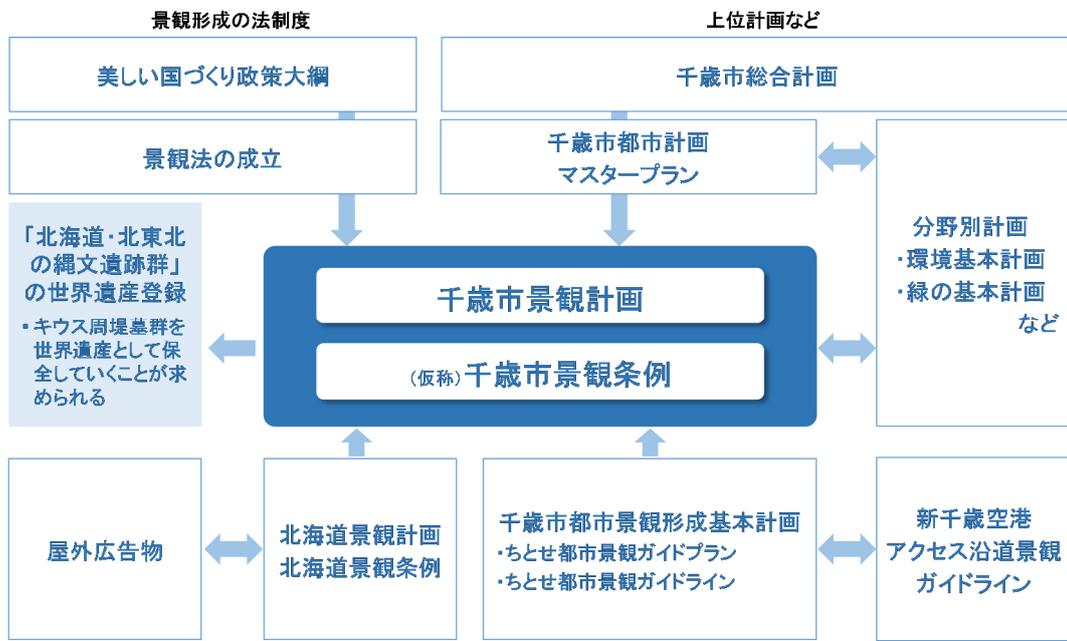
一方、国では、平成 15 年に「美しい国づくり政策大綱」を策定し、良好な景観づくりを国政上の重要な課題として位置付けるとともに、平成 16 年には「景観法」を制定し、地域の特性を活かした良好な景観づくりを積極的に推進していく環境を整えました。

近年、キウス周堤墓群を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録を目指す動きが活発化しており、同遺跡を含む周辺の景観形成の必要性が高まっています。さらに、今もなお発展し続ける千歳市は、人口増加や中心市街地の活性化の動きなど、取り巻く社会環境が変化しており、これまで取り組みを行ってきた都市景観や新千歳空港周辺の沿道景観づくりに加えて、千歳市の歴史文化、自然環境などまち全体の景観づくりを推進する必要性が高まりました。

こうした景観をめぐる社会情勢の変化や市民ニーズに対応し、景観づくりの方向性を示し、市民及び事業者と市が一体となって、良好な景観づくりを推進するため、「千歳市景観計画」を策定することとしました。

2 . 計画の位置付け

千歳市景観計画および景観条例は、景観法に基づく景観計画・景観条例となります。
策定にあたっては、「千歳市総合計画」や「千歳市都市計画マスタープラン」などの上位計画・関連計画などとも連携します。



3 . 景観の定義

「景観」とは、一般的に“風景、景色、眺め”と同様の言葉として使われていますが、人々が目にすることのできる空間や、眺めることのできる空間の『見え方』に対する言葉です。

私たちが生活している環境は、「見る」ことによって評価される傾向が強く、「見える環境」の良さが生活空間の快適さにつながっていると考えられています。その「見える環境」について言い替えた言葉が「景観」です。

景観の要素としては、まちのすがたや自然のすがた形だけではなく、歴史・風俗・人情・環境など生活に関わる全てのものが含まれます。

(ちとせ都市景観ガイドプランより抜粋)

2 章 千歳市の景観特性と課題

1 . 千歳市の概要

千歳市は、北海道の中南部に位置し、札幌市・苫小牧市など4市4町に接しています。市域は東西に長く西高東低の地形です。市域の中央部はほぼ平坦な地形で、市街地をはじめ飛行場、自衛隊駐屯地、農用地などに利用されており、東部は畑作や稲作を中心とした農林業に利用されています。

また、西部の国立公園として指定されている支笏湖地区では、樽前山(1,041m)や恵庭岳(1,320m)など1,000m級の活火山が連なる山岳地帯を形成しています。

本市を流れる河川としては、千歳川水系の河川と安平川水系の美々川などがあり、西側の山地に支笏湖とオコタンペ湖、市街地南東側の美々川上流には千歳湖があります。

千歳市の気候は、太平洋と日本海の気象の影響を受ける分岐点に位置しており、夏季の最高気温は30度程度、年間の平均気温は7度から8度で、内陸型のしのぎやすい気候となっています。

また、梅雨や台風の影響も少なく年間の降水量は800mmから1,200mm程度で降雪量も道内で少ない地域です。

(ちとせ都市景観ガイドライン「千歳市の概要」より抜粋-一部修正)

2 . 千歳市の景観特性

(1) 千歳市の景観構造

千歳市の景観は、大きく支笏洞爺国立公園や国有林からなる自然景観、国道36号を骨格としてつながる国道337号、道道支笏湖公園線、中央大通を中心に形成されている住宅地や市街地の景観、都市地域の東側にある農村地域の田園景観があります。

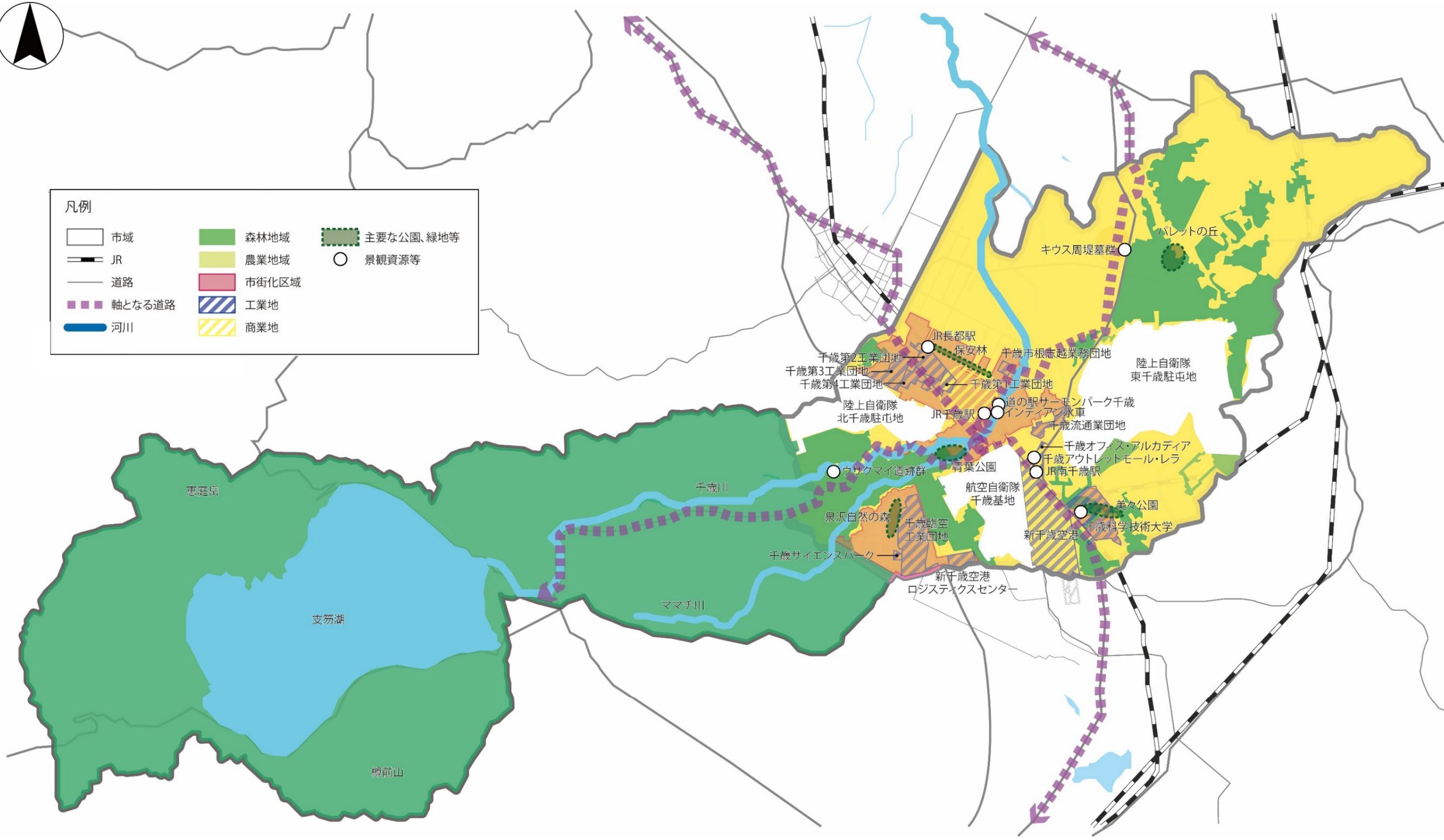
また、支笏湖を水源とする千歳川やママチ川が西から東へ流れ、水とみどり豊かな景観をつくりだしています。

千歳市の景観特性を自然・地形、都市構造・都市形成、産業・観光、市民の暮らし、歴史・文化の5つの視点から整理します。



凡例

	市域		森林地域		主要な公園、緑地等
	JR		農業地域		景観資源等
	道路		市街化区域		
	軸となる道路		工業地		
	河川		商業地		



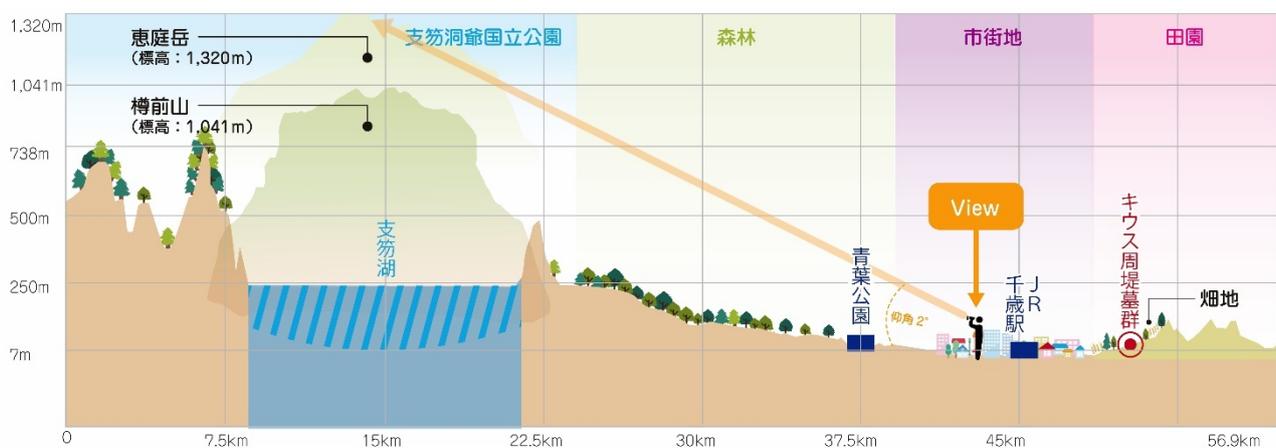
(2) 自然・地形からみた景観特性

千歳市は、西部に原始的な自然につつまれた支笏洞爺国立公園や樽前山・恵庭岳などに連なる山岳、丘陵地につながる国有林があり、豊かな自然環境が雄大な自然景観をつくり出しています。

また、支笏湖を水源とする清流千歳川をはじめとして、大小の河川が流れまちなかにみどり豊かな水辺空間を形成し、水とみどりの景観をつくりだしています。

千歳市の雄大な自然環境は、四季折々の千歳らしい景観をつくりだす重要な要素であるほか、千歳市民の身近な憩いの場や、子どもたちの遊び場、学習の場として、市街地の景観づくりの重要な要素となっています。

(ちとせ都市景観ガイドプラン「自然景観の現況」より抜粋)



千歳市の風景の背景となる恵庭岳

千歳市内のどこからでも恵庭岳を眺めることができ、その仰角はおよそ2°となっており、顔をあげることなく自然に目に入る存在となっています。



(3) 都市構造・都市形成からみた景観特性

<道路>

千歳市は古くから交通の要衝であり、現在も新千歳空港を核として道内の主要都市を結ぶ広域的な道路体系、交通体系が整備されており、市道全般においては、豊富な街路樹や、真町泉沢大通などに代表される、既存のみどりを生かした道路整備によって、みどり豊かで潤いのある沿道景観がつけられています。



(ちとせ都市景観ガイドプラン「現況 - 道路の軸」より抜粋)

< 河川・緑地 >

千歳市街地を流れる千歳川の上流域や下流域には、良好な自然河川のすがたが随所に見られ、これらが良好な市街地景観をつくり出しています。

また、青葉公園、グリーンベルト、街路樹、防風保安林、河畔の樹林など多くのみどりが整備され、良好な都市環境をつくり出しています。

さらに、市街地の外縁部では、直線的な防風林の整備により、みどりの景観をつくり出しています。

(ちとせ都市景観ガイドプラン「現況 - 河川・緑地の軸」より抜粋)



< 拠点 >

千歳市民をはじめ多くの人々が集まる拠点としては、新千歳空港・JR千歳駅・道の駅サーモンパーク千歳・千歳科学技術大学・各種公共施設等があり、都心部においては、グリーンベルトや千歳川河畔などがあります。

(ちとせ都市景観ガイドプラン「現況 - 拠点景観」より抜粋、一部修正)

< 中心市街地 (商店街) >

千歳市の中心市街地は、個人商店等からなる7つの商店街振興組合等が連なり、中心市街地の景観をつくり出しています。

中心街地にあるグリーンベルトと千歳川河畔では、毎年イベントなどが開催され多くの市民で賑わいを見せています。

(ちとせ都市景観ガイドプラン「現況 - 面的景観 (商業地)」より抜粋)

< 住宅地 >

千歳市の住宅地は、既存市街地に比較的古くから存在する住宅地と、市街地の外縁部に計画的に整備された住宅地に分けられ、郊外型の新しい住宅地は、ゆとりある低層住宅地の景観をつくり出しています。

また、泉沢地区の特別分譲地は、臨森林型の住宅地としてみどり豊かで良好な住環境をつくり出しています。

(ちとせ都市景観ガイドプラン「現況 - 面的景観 (住宅地)」を参考)



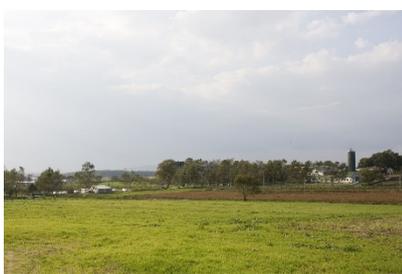
(4) 産業・観光からみた景観特性

<北海道らしさを感じる広がりのある田園景観>

千歳市の北東部にある農業地域は、遠くの間々を背景に波状丘陵の農地と農家の屋敷林や耕地防風林が連なる、北海道らしい田園景観が広がっています。

千歳市の田園景観の雄大さは、千歳川両岸に広がる耕地や、馬追丘陵の広大さにより感じ取ることができ、また、農村に点在する農家屋敷林や耕地防風林が帯状に連なるさまなども、北海道らしい貴重な田園景観ということができます。

また、また、農業地域には観光農園や収穫体験を提供する農園があるほか、美しい波状丘陵地帯にはヒマワリ畑が広がるパレットの丘もあり、四季折々の自然を体感できる豊かな田園景観が観光資源となっています。



(ちとせ都市景観ガイドプラン「農村景観の現況」より抜粋・修正)

<クリーンなイメージを形成する工業団地>

千歳市の工業地は、上長都、北信濃周辺の製造、加工を主体とした内陸型工業地、美々(千歳美々ワールド)、柏台南、泉沢周辺の製造業、先端技術産業、研究開発などの多機能複合型工業地があります。また、流通(千歳流通業務団地)、清流(千歳市根志越業務団地)では周辺の住環境に配慮した広域物流拠点づくりが進められています。



長都駅周辺と泉沢地域の工業地は、隣接する住宅地の住環境を保全するために敷地の周囲に緩衝緑地帯を整備し、工場内の緑地とあわせて、良好な環境をつくり出しています。

<自然資源(支笏湖・恵庭岳・樽前山)やサケのふるさと千歳水族館などの観光資源>

新千歳空港は、北海道の空の玄関口であり、国内外から多くの観光客が訪れています。特に近年インバウンドが急増しており国際ターミナルが増設されています。

千歳市の観光をSNS(インスタグラム)の投稿数で見ると、支笏洞爺国立公園に関する投稿が最も多く、次いで樽前山、千歳川、恵庭岳が投稿されており、こうした自然環境が観光資源となっていると言えます。



(5) 市民の愛着からみた景観特性

<ふるさとの風景の要素「千歳川」「支笏湖」「樽前山」などの水とみどり>

小中学校の校歌には、その地域を代表する景観資源が入っていることが多く、千歳市内の小中学校の校歌を見ると「千歳川」「支笏湖」「石狩平野」、また「樽前山」や「恵庭岳」などの山並みやみどりなどを表現する言葉が歌われています。また「銀翼」「空の港」など空港を擁する千歳市ならではの資源も歌われています。



【小中学校の校歌の歌詞から見るキーワード】

川、水	支笏湖 / 千歳川 / ママチ川 / 水清らか / 清流 など
山岳	樽前山 (煙) / 恵庭岳 / 遠い山並み / 名山の群 / はるかな山 など
地形	石狩平野
空港	飛行場 / 銀翼 / 空の港

(6) 歴史・文化からみた景観特性

<先人たちの豊かな生活を残す風土>

千歳は古くから自然の恩恵を受け、その地理的な背景を生かして人々が営みを続けています。サケは重要な水産資源として全国的に流通し、陸上交通が盛んになる以前は、千歳は日本海と太平洋を結ぶ水上交通の拠点となりました。

現代でも、千歳川で水遊びをし、川を利用して生活していた様子は、長く千歳に住む人たちの原風景であり、観光資源としても貴重な支笏湖に代表される自然環境や市の東部に広がる農村景観は市民の心のよりどころとなっています。

<縄文の歴史 キウス周堤墓群>

市内にはキウス周堤墓群やウサクマイ遺跡などの縄文からアイヌ文化期、中近世までの人々の暮らしが感じられる遺跡が多く存在しており、集落跡や墳墓などが残されています。



特に今から 3,200 年前の縄文時代後期後葉に造られた、北海道固有の集団墓であるキウス周堤墓群は、規模の大きな周堤墓が群集し、現在でも地表からその形をみることができる貴重な集団墓として国の史跡に指定されており、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録を目指し、史跡を保全し活用する取組を進めています。

3. 千歳市の景観づくりに必要とされる事項と課題

千歳市の景観特性を踏まえ、これからの千歳市の景観づくりの課題を把握します。これらの課題に対して、効果的にアプローチしていく景観誘導の施策を進めることが求められます。

(1) 千歳市のまちづくりに必要とされる景観づくり

<千歳市の都市イメージ・都市ブランドづくりに寄与する景観づくり>

千歳市のさらなる発展のためには豊かな自然環境や利便性の高い立地環境を生かした企業誘致や移住促進を進めていくことが重要です。

企業誘致や移住促進は、そのまちのイメージが大切であり、景観が都市のイメージを構成する重要な要素となるため、千歳市の都市イメージ・都市ブランドづくりに寄与する景観づくりを進める必要があります。

都市ブランドづくり：都市イメージを高めることにより都市そのものの総合的な価値を向上させること。

<観光に寄与する景観づくり>

新千歳空港を擁する千歳市では、北海道の空の玄関口としての役割があり、外国人観光客の増加などにより、観光入込客数は増加傾向にあるものの、長期滞在や空港利用者を市内の回遊に十分結びつけることができていない状況が見られます。

千歳市には、支笏洞爺国立公園に代表される自然景観、サケの遡上が見られる千歳川やインディアン水車などの都市景観、パレットの丘に代表される東部の北海道らしい田園景観などの景観資源があることから、これらを活用し北海道の空の玄関口にふさわしい、観光に寄与する景観づくりを進める必要があります。

<中心市街地の賑わいづくりにつながる景観づくり>

千歳市においては、JR千歳駅から駅前通を中心に商店街や商業施設などが集積し、グリーンベルトや千歳川などの水とみどりの調和した中心市街地がつくられており、市民が生活、活動、交流する拠点として、賑わいの中心となっています。

観光の活性化や交流人口の増加、人々のふれあいのある地域コミュニティの活性化のためには中心市街地の賑わいづくりにつながる景観づくりを進める必要があります。

<市民の愛着と誇りの醸成につながる景観づくり>

千歳市には、支笏湖に代表される自然景観やパレットの丘に代表される東部の北海道らしい田園景観、世界遺産登録を目指す「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の1つである史跡キウス周堤墓群、まちなかを流れる千歳川やインディアン水車など市民の誇りとなる景観資源があります。

こうした資源を市民、事業者、市の協働で保全し、また、子どもの頃から景観づくりに参加してもらうことで市民のまちに対する愛着と誇りが醸成され、定住人口の増加にもつながるような景観づくりを進める必要があります。

(2) 千歳市の景観づくりの課題

<豊かな自然を身近に感じられる景観づくり>

千歳市には、公園や広場の拠点として、青葉公園などの大型の都市公園が整備され、市民の日常的なレクリエーションや運動の場として良好な環境をつくりだしています。

また、千歳川沿いの河川敷地などは、親水に配慮した整備が行われ、市民や観光客の散策、休憩、イベントなどに活用されています。

公園緑地や水辺などの豊かな自然景観を保全するためには、自然景観を身近な存在として再認識し、街路樹や住宅地の庭、商業地の店先、工業地の敷地などにおけるみどりの維持・保全など、身近な景観を保全・活用することが必要です。

高齢者や子育て世代など様々な世代からの市民ニーズを反映した魅力ある公園づくり、千歳川の水辺空間を生かした景観づくりを継続して進め、また、市民、事業者自らが自然と調和した生活環境の創出に取り組み、市民、事業者、市の協働で豊かな自然を身近に感じられる景観づくりを進める必要があります。

<中心市街地の賑わいを感じられる景観づくり>

施設の拠点としては、新千歳空港・JR千歳駅・道の駅サーモンパーク千歳・公立千歳科学技術大学などが代表としてあげられます。

その中でもJR千歳駅周辺は多くの利用客が訪れる交通結節点であり、景観に配慮した建築物が建築されるなど、良好な景観づくりを進められています。

また、中心市街地地区の商店街では、車社会の定着やインターネットショッピング等による消費者の購買形態の変化や居住地区の拡大に伴う買い物環境の分散等により、空き店舗や遊休不動産が見られるほか、老朽化した住宅や店舗が多く、狭い歩行空間とあわせ、ゆとりが感じられない景観となっており、市民や観光客に対する魅力が不足しています。

JR千歳駅を含む中心市街地は、「まちの顔」としての役割が期待されているため、中心市街地の賑わいを感じられる景観づくりを進める必要があります。

<北海道の空の玄関口としてのおもてなしの景観づくり>

観光客の利用が多い新千歳空港周辺や道の駅サーモンパーク千歳では、樽前山の眺望やインディアン水車周辺の親水性に富んだ水辺など、良好な都市景観がつくり出されており、公立千歳科学技術大学もまた、豊かな自然環境につつまれた良好な景観をつくり出しています。

また、新千歳空港周辺は、北海道らしい広大な土地が広がり、そこにある自然景観は貴重かつ重要なものであるため、「新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドライン」に基づき、主に屋外広告物について適切に誘導し、空港周辺と調和した良好な景観づくりが行われています。

来訪者にとって北海道らしさを感じられる雄大な山並みや広がりのある田園景観、豊かなみどりが際立つ景観づくりを継続し、北海道の空の玄関口としてのおもてなしの景観づくりを進める必要があります。

<千歳市の観光ルートを踏まえた沿道の景観づくり>

千歳市の重要な観光資源である東部の田園地域や世界遺産登録を目指す史跡キウス周堤墓群、西部の支笏洞爺国立公園や周辺市町につながる沿道は、千歳市の観光ルートとなっています。

JR 千歳駅や千歳市街地から道の駅サーモンパーク千歳や千歳川沿いを通り、史跡キウス周堤墓群周辺を通過する国道 337 号、千歳市街地から豊かな自然景観を通りながら支笏湖につながる道道支笏湖公園線、札幌市から千歳市街地を通り、新千歳空港につながる幹線道路である国道 36 号は特に重要な道路と言えます。

千歳市都市計画マスタープランでは、道の駅サーモンパーク千歳、JR 千歳駅周辺、青葉公園などの各拠点間を結ぶ道路を「拠点回遊軸」と位置付けており、安全で快適な歩行者・自転車空間を創出する回遊ネットワークの形成を図ることとしています。

このように多様な観光資源をつなげる千歳市の観光ルートを踏まえた沿道の景観づくりを進める必要があります。

<史跡キウス周堤墓群周辺の保全・活用につながる景観づくり>

史跡キウス周堤墓群は縄文時代の墓制・葬制を考える上で欠くことのできない重要な遺跡です。実際の縄文時代の周堤墓が現存し、他に例のない規模で群集する光景が眼前に展開しています。縄文の往時を彷彿とさせる地形や自然環境を保全し、当時の人々の暮らしが感じられ、活用につながる景観づくりを進めることが必要です。

世界遺産登録を目指す「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値の保全に向け、史跡とその周辺の緩衝地帯及び周辺の田園景観が一体となった景観づくりを進める必要があります。

3章 景観づくりの基本理念・基本方針

1. 基本理念

千歳市は、北海道の空の玄関口である新千歳空港があり、交通の要衝として高い都市機能をもった国際都市である一方、支笏洞爺国立公園に代表される雄大な自然景観や北海道らしい広がりのある田園景観、世界遺産登録を目指している「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の1つである史跡キウス周堤墓群やウサクマイ遺跡群など縄文からアイヌ文化、近代に至るまでの歴史を伝える歴史・文化を形成する景観などがあり、これらの自然景観や田園景観、歴史・文化を形成する景観に囲まれ整然とした都市が形成されています。

一方、まちの顔である中心市街地では空き店舗や遊休不動産が見られるなど、市民や観光客に対する魅力が不足しているなどといった課題もあります。

今後、私たちは、千歳市の貴重な財産である良好な自然景観、田園景観、歴史・文化を形成する景観の保全に努めるとともに、市民の暮らしを豊かにする都市景観を、市民、事業者、市が協力しあいながら共通の意識のもとに、長い年月をかけて育み、将来の千歳市民へ受け継いでいく必要があります。

このことから、私たちは千歳市が持っている特性を生かし、市民、事業者、市がみんなの力で、より美しく快適なまちなみをつくりあげていくための基本理念を定めます。

市民、事業者、市が協働で進める 千歳市の景観づくりの基本理念

千歳市の持つ特性、魅力を生かし千歳らしさを創出する
大地の持つ美しい自然、風土、歴史を活かし守る
千歳市の美しい景観をまもり、育て、つくり、引き継ぐ

(ちとせ都市景観ガイドラインの基本理念参考)

2. 基本方針

千歳市の景観づくりの基本理念と景観特性から、景観づくりの基本方針を以下の通りに定めます。この方針は市民、事業者、市が協働で景観づくりを行っていくためのものとしします。

市民、事業者、市が協働で進める 千歳市の景観づくりの基本方針

- (1) 世界につながる北海道の空の玄関口・国際都市にふさわしい景観づくり
- (2) 豊かな自然環境・広がりのある田園景観・歴史を大切にした景観づくり
- (3) 質の高い暮らしを感じる都市の景観づくり
- (4) 賑わいと交流を生む景観づくり
- (5) 愛着と誇りを育む協働による景観づくり

(1) 世界とつながる北海道の空の玄関口・国際都市にふさわしい景観づくり

国際空港である新千歳空港を持つ千歳市は、来訪者に北海道のイメージを印象づける大切なまちであり、今後もその役割は高まることが想定されることから、自然と都市が調和しながら、そこにおもてなしが感じられるような、世界とつながる北海道の空の玄関口・国際都市にふさわしい景観づくりを進めます。

(2) 豊かな自然景観・広がりのある田園景観・歴史を大切にした景観づくり

千歳市は、支笏湖や樽前山などを含む国立公園を有するほか、サケの遡上を見ることができる千歳川など、身近に感じることができる豊かな自然景観があります。また、市域の東部には、農業の営みが形成する広がりのある北海道らしい田園景観があり、さらに、世界遺産登録を目指す史跡キウス周堤墓群があります。

このように千歳市には、世界に誇れる自然景観や田園景観、歴史・文化を形成する景観があることから、これらを大切にした景観づくりを進めます。

(3) 質の高い暮らしが営まれる都市の景観づくり

千歳市は、計画的につくられたみどりに囲まれている住宅地や工業団地があります。また市街地には、支笏湖から流れる千歳川やその支流のママチ川等が流れ、水とみどりの調和した市街地をつくり出しています。

移住や定住などを進めるためにも質の高い住宅環境などが求められることから、水とみどりに囲まれた質の高い暮らしが営まれる都市の景観づくりを進めます。

(4) 賑わいと交流を生む景観づくり

千歳市の顔である中心市街地は、近年多くの外国人観光客が滞在するようになっていますが、空き店舗や遊休不動産などが見られるなど、市民や観光客に対する魅力が不足し、市内の回遊に十分結びつけることができず、また、賑わいを感じづらい状況となっています。

そこで、人が歩いて楽しいまち、居心地が良い空間づくりなど「人を中心としたまち」への転換を促し、賑わいと交流を生む景観づくりを進めます。

(5) 愛着と誇りを育む協働による景観づくり

千歳市街地からの恵庭岳や樽前山の眺め、市街地を流れ毎年鮭が遡上する千歳川、パレットの丘に代表される広がりのある北海道らしい田園景観などは、千歳市の観光資源であると同時に市民のふるさとの風景でもあります。

こうしたふるさとの風景を保全する景観づくりを市民や事業者、市の協働で進めることにより、ふるさとの風景を大切にする市民意識が醸成され、地元への愛着と誇りが育まれて、市民や事業者、市の協働による景観づくりが可能となります。

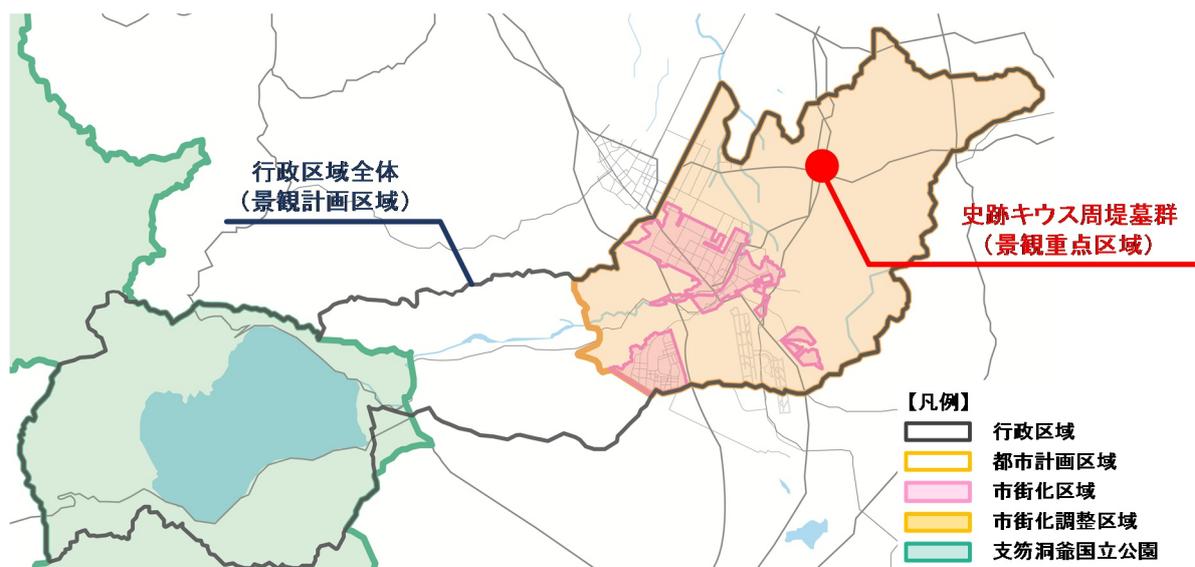
(基本方針のベース：ちとせ都市景観ガイドラインの基本方針)

3. 景観計画区域

千歳市には、市街化調整区域にも田園景観やキウス周堤墓群など重要な景観資源が存在することから、全市を景観計画区域とします。

また、世界遺産登録を目指す史跡キウス周堤墓群周辺は、特に重点的に景観づくりを進めるため、「景観重点区域」に指定します。

千歳市景観計画区域



4．景観エリアごとの景観づくりの考え方

(1) 5つの景観エリアと2つの景観軸

千歳市の景観特性と基本方針から、千歳市を5つの景観エリアと2つの景観軸に区分して景観づくりの考え方を整理します。

< 5つの景観エリア >

1) 自然景観エリア

樽前山や支笏湖などの国立公園や国有林のみどり豊かなエリア

2) 田園景観エリア

千歳市の東部に広がる農業地帯の景観エリア

3) 新千歳空港周辺エリア

北海道の空の玄関口である新千歳空港周辺のエリア

4) 市街地エリア

国道36号、国道337号、中央大通などの幹線道路を軸に形成されている市街地や住宅地、計画的に配置されている工業団地などを含めたエリア

5) 史跡景観エリア

史跡キウス周堤墓群及び周辺の樹林を含めたエリア

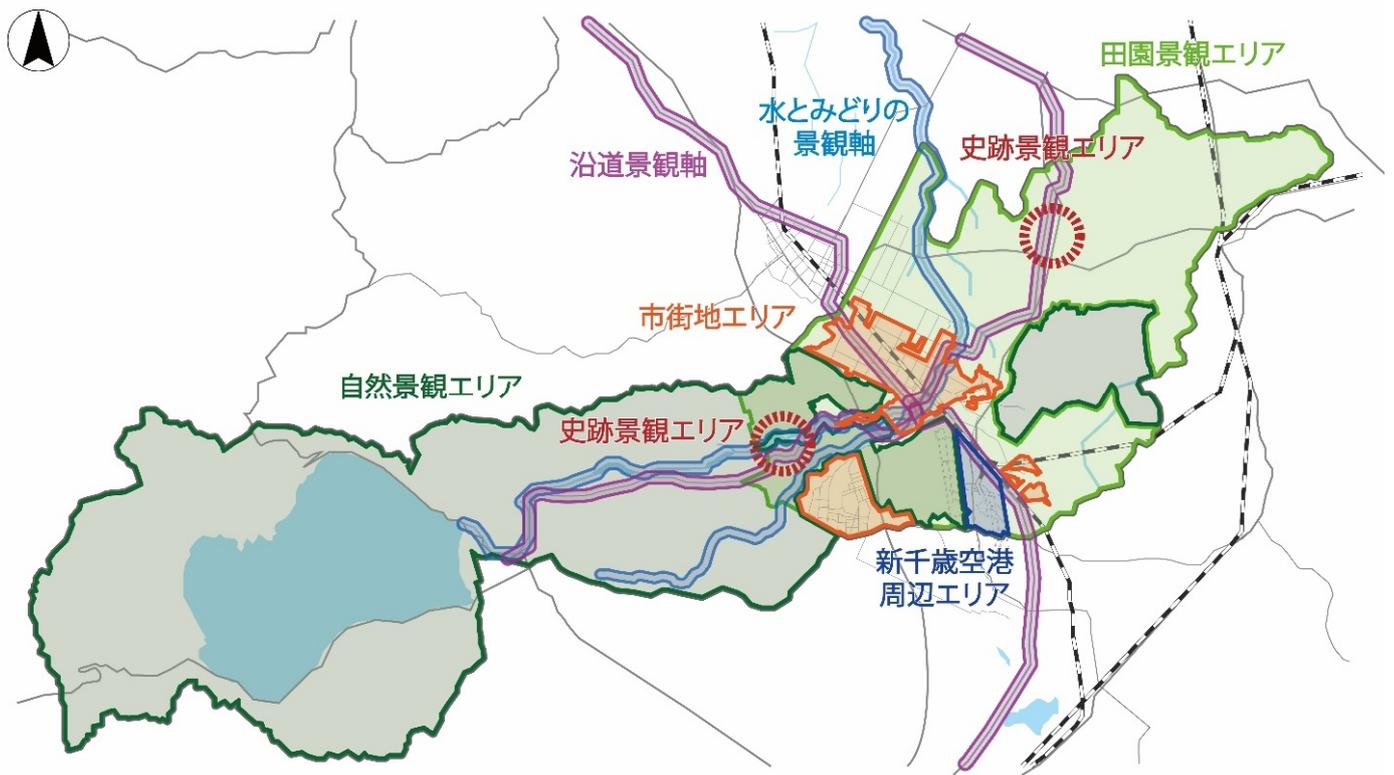
< 2つの景観軸 >

1) 沿道景観軸

札幌から千歳市を經由し苫小牧方面に続く国道36号、千歳市の中心を通る中央大通、千歳市を起点に長沼町、南幌町江別市などを經由して小樽に続く国道337号、千歳市から支笏湖方面を經由し苫小牧に続く道道支笏公園線の沿道

2) 水とみどりの景観軸

市域の東部、支笏湖から西に流れる千歳川やその支流のママチ川の沿線



凡例

- 
自然景観エリア……主に森林地域に設定されている地域
- 
田園景観エリア……主に農業地域に設定されている地域
- 
市街地エリア……市街化区域もしくは都市地域に設定されている地域
- 
新千歳空港周辺エリア……新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドラインで定められたガイドライン区域、および新千歳空港敷地
- 
史跡景観エリア……史跡敷地及びその周辺の地域
- 
沿道景観軸……国道36号、国道337号、道道支笏公園線の沿道
(道路中心線から100mの範囲)
- 
水とみどりの景観軸……千歳川、ママチ川の沿川
(千歳川は河川中心線から100m、ママチ川は50mの範囲)

(2) 景観エリアごとの景観づくりの考え方

1) 自然景観エリア

【景観特性】

市域の西部、支笏湖周辺をはじめとする国有林は、支笏洞爺国立公園の一部をなし、様々な野生生物が生息し、千歳市の貴重な自然景観をつくり出しており、観光資源となっています。

この自然景観は、青葉公園までつながっており、市街地のみどり豊かな景観づくりに寄与しています。また、千歳市内から支笏湖へ向かう道道支笏湖公園線は、沿道の樹林によりみどりの回廊が形成されており、印象的な景観となっています。



【景観づくりの方針】

今ある自然景観の維持・保全に努めます。

(参考資料：ちとせ都市景観ガイドラインの自然景観・千歳市緑の基本計画)

2) 田園景観エリア

【景観特性】

千歳市の東部の田園地域では、丘陵地帯に小麦やてん菜、大豆などの生産が行われ、広がりのある田園景観がつくられており、防風保安林なども含め、飛行機から見える風景は北海道らしさを感じることができる景観となっています。

また、幌加地区にある美しい波状丘陵地帯は、パレットの丘と呼ばれており、秋には緑肥用として植えられたヒマワリが咲き、空と大地がおりなすコントラストがより一層美しく、北海道らしい雄大さを感じることができる景観となっています。



【景観づくりの方針】

農業振興策を推進することにより、農地の保全と適切な維持管理を促進し、美しい田園景観の保全に努めます。

周囲から突出した高さや規模の大きな建築物、工作物などの景観的配慮を促し、背景となる山並みへ眺望と広がりのある田園景観の保全に努めます。

目立ちやすい土木構造物などを生じる土地の改変や屋外における資材などの堆積・貯蔵を適切に誘導し、周辺の良い田園景観の保全に努めます。

(参考資料：ちとせ都市景観ガイドラインの農村景観・農業振興計画)

3) 新千歳空港周辺エリア

【景観特性】

新千歳空港は、国際便も数多く就航する北海道の空の玄関口であり、空港周辺を含むエリアの景観は千歳市のみならず北海道を訪れる国内外の多くの人々の目にふれ、北海道を大きく印象付ける大切なエリアです。



【景観づくりの方針】

周辺の自然景観や田園景観に調和しつつ、北海道のイメージを高める魅力的な景観づくりに努めます。

空港周辺の産業系の土地利用にあたっては、周辺の自然や田園景観との調和に配慮した形態意匠や色彩、規模などによる建築物・工作物の立地を誘導するとともに、緑化を促進し、緑に囲まれた北海道の空の玄関口エリアにふさわしい景観づくりに努めます。

(参考資料：ちとせ都市景観ガイドライン・空港周辺
新千歳空港アクセス沿道景観ガイドライン)

4) 市街地エリア

市街地エリアは、特性によって以下の3つの地区に分けて景観づくりの考え方を整理します。

商業地

JR千歳駅を中心としたおおむね半径1キロメートルの範囲。

商業施設や業務施設などが多く立地する地区



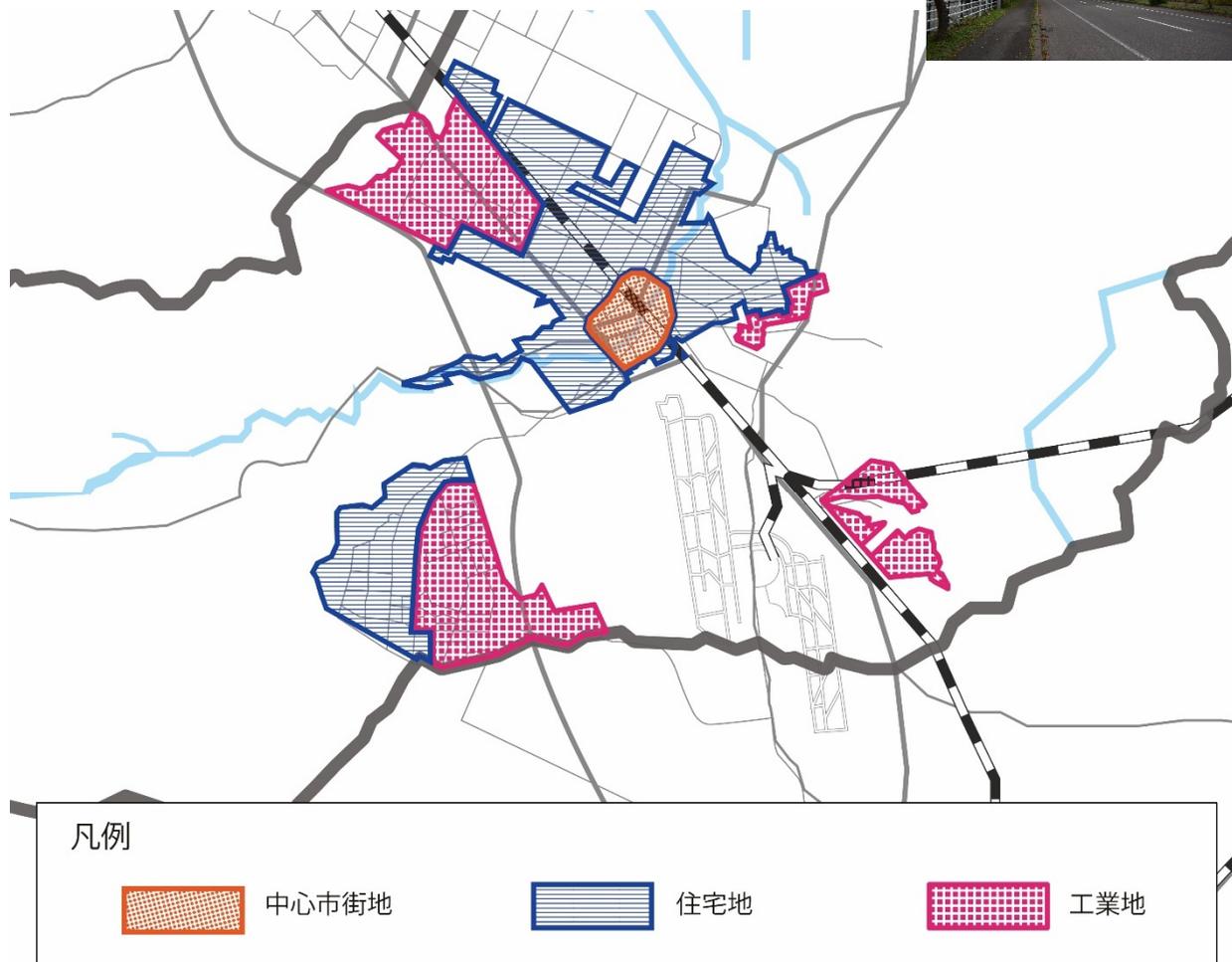
住宅地

商業地と工業地を除く、住宅が多く立地する地区



工業地

工場が多く立地する地区

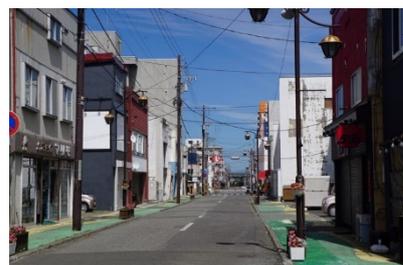


商業地

【景観特性】

千歳市には「仲の橋通り商店街」「新橋通商店街」「ニューサンロード商店街」「新川通商店街」「北新商店街」「インディアン水車通り商店街」「駅前通り振興会」の7つの商店街振興組合等があります。

商業地は、商業施設や業務施設などの生活利便施設が集積し、また、グリーンベルトや千歳川などの自然環境も兼ね備えた地区となっており、水とみどりの調和した商業地の景観がつけられています。



【景観づくりの方針】

グリーンベルトなどのみどりや千歳川などの潤いを活かしつつ、商業地としてまちの中心を感じられる賑わいと中心性の向上に努めます。

建物1階の賑わい創出やベンチ、広場などの滞留空間の誘導などにより、歩いて楽しいまちなかの景観づくりに努めます。

住宅地

【景観特性】

千歳市の住宅地は、既存市街地に古くから存在する住宅地と、市街地の外縁部に計画的に整備された比較的新しい住宅地に分けられます。

市街地外縁部の計画的に整備された住宅地においては、広い敷地、広幅員の街路、宅地内の緑化などによって、良好な住環境をつくり出しています。

また、泉沢地区の特別分譲地は、臨森林型の住宅地としてみどり豊かで良好な住環境をつくり出しています。



【景観づくりの方針】

住宅の庭先や窓辺にできる限り緑化を行い、潤いのある住宅地の景観づくりに努めます。

また、敷地内では四季を感じる植栽を行うなど、季節感の演出に努めます。

住宅の規模・形態は、周辺の住宅のスケールと不調和とならないように十分に配慮し、まとまりが感じられる住宅地の景観づくりに努めます。

工業地

【景観特性】

千歳市の工業地は、上長都・北信濃地区の内陸型工業地、泉沢、美々および柏台南地区の多機能複合型工業地、流通、清流、柏台および平和地区の流通業務地に分かれており、いずれも周辺や工業敷地内の緑地などにより、良好な景観を維持しています。

特に、泉沢の臨空工業団地では、工場立地法において設置が義務付けられる緑地面積が、工場敷地外の緑地をもって確保されており、みどり豊かな工業団地がつくられています。



【景観づくりの方針】

みどり豊かな良好な景観の維持に努めます。

敷地内（特に敷地境界）の緑化に努めます。

建物、工作物等の外壁又は柱の面の位置も敷地境界から一定程度距離を確保するなど、良好な景観づくりに努めます。

（参考資料：ちとせ都市景観ガイドライン・面的景観、工業団地のホームページ）

5) 史跡景観エリア

【景観特性】

千歳市には、道内有数の遺跡群が所在しています。千歳市中央地区にある史跡キウス周堤墓群は、馬追丘陵西麓段丘上に立地する縄文文化最大級の構築物であり、周堤の外径が最大 83m、くぼみ底面から周堤天端までの高さが最大で 4.7mにも及ぶ大型のものを含む周堤墓が 9 基群集し、中には互いに周堤が接するものがあり、全体として広域な墓地の集合体を形成しており、これまでの調査により、立石を伴うものや石棒を副葬したもの、ベンガラを散布したものなど、埋葬の多様なあり方を示す土坑墓が良好に遺存していることが確認されています。

周堤墓群は、縄文期以降に火山灰や腐植土によって覆われますが、昭和初期に保護がなされ、構築時の外観を現地表でもそのまま確認することができ、周堤と中央部のくぼみ、及び相互の配置が作り出す地勢・地貌は、現在に至る史跡（遺跡）の形成過程を示すとともに、縄文時代の墓地群の有り様を反映させた史跡（遺跡）景観となっています。

史跡ウサクマイ遺跡群は、約 7,000 年前の縄文時代早期に内別川周辺に人々が暮らし始めたことで形成された遺跡群で、千歳川及び内別川の河岸段丘・台地上に所在する縄文時代早期から擦文文化期に至る 21 か所の遺跡からなり、原始河川のまま残されている内別川やカツラ、ミズナラ等の大木が生い茂る原生林など、個々の遺跡を取り巻く自然環境を含めた 146ha にも及ぶ広大な地域が指定地となって保存されています。

ここでは、縄文時代の遺跡が多い中、現地表に明瞭なくぼみを見せて密集する 75 基の竪穴住居跡は、道央部に遺された最大規模の擦文文化期集落跡として重要とされ、また、擦文期墓坑群から出土した蕨手刀、刀子、土器などの副葬品は、古代東北地方との文物交流を物語る具体的資料として、きわめて高く評価されています。

【景観づくりの方針】

史跡キウス周堤墓群の区域は、縄文の雰囲気を感じられるよう、史跡景観の保全を図るとともに、その緩衝地帯並びに周辺地域の地理的・自然的環境の保全に努めます。

今後、史跡を整備することにより、将来的に多くの来訪者が見込まれることから、周辺景観や環境が悪化しないように配慮します。

市民との協働により、景観重点区域における景観の保全に努めます。

史跡ウサクマイ遺跡群及びその周辺地域は、河川や原生林など原始的な趣を今に遺す歴史的な自然景観を損なうことのないよう配慮して、史跡景観の保全に努めます。

縄文の雰囲気を感じられる景観...縄文当時の地形や植生が現存し、縄文時代のありようが反映されている景観



(3) 景観軸による景観づくりの考え方

千歳市の景観づくりにおいては、まちの骨格をなす幹線道路や市街地に水とみどりのうるおいをもたらす水辺空間の景観づくりが大切です。

そこで、まちの骨格をなす幹線道路を沿道景観軸、水辺空間を水とみどりの軸として景観づくりの考え方を整理します。

1) 沿道景観軸

【景観特性】

千歳市は、古くからの交通の要衝であり、新千歳空港を核として道内の主要都市を結ぶ広域的な道路体系、交通体系が整備されています。

千歳空港周辺や国道36号、国道337号、道道千歳インター線などでは、北海道の空の玄関口として、来訪する方々へ「おもてなしの心」をあらわすために、2003年からシーニックバイウェイ活動の一つとして花植え活動が始まり、現在も彩ある沿道景観がつけられています。



【景観づくりの方針】

北海道の空の玄関口である国際都市ちとせを意識した質の高い沿道景観づくりに努めます。

みどり豊かで彩のある沿道景観となるように街路樹など樹木の適切な維持管理や、花植え活動に努めます。

新千歳空港周辺の幹線道路の屋外広告物等は、配置、規模、色彩等において、周辺景観との調和に努めます。

ユニバーサルデザインやバリアフリーなどの考えを取り入れ、歩行者に配慮するとともに、無電柱化を促進し、人にやさしい沿道景観づくりに努めます。

(参考資料：ちとせ都市景観ガイドライン・みちの景シーニックバイウェイホームページ
新千歳空港アクセス沿道景観ガイドライン)

2) 水とみどりの景観軸

【景観特性】

千歳市は、国立公園である支笏湖を水源とする清流千歳川をはじめとして、大小の河川がまちなかに水辺空間を形成し、河川沿いの緑地がみどりの景観軸をつくり出しています。

千歳川沿いの河川敷地などは、市民や観光客の散策、休憩、イベントなどに活用されています。



【景観づくりの方針】

まちなみとの関わりを意識し、市民や観光客などが親しむことができる水辺空間の創出を促進し、市民の身近な憩いの場として豊かで潤いのある景観づくりに努めます。

市街地の水辺空間では、遊歩道の整備の促進や河川敷地の有効利用など、誰もが憩い、くつろぐことができる空間づくりに努め、加えて周辺の公園・緑地と連続した一体的な活用を進めると同時に、河川構造物などの景観への配慮に努めます。

(参考資料：ちとせ都市景観ガイドライン・水とみどりの景観)

4章 景観づくりのルール（行為の制限）

1. エリア別の景観づくりの基準

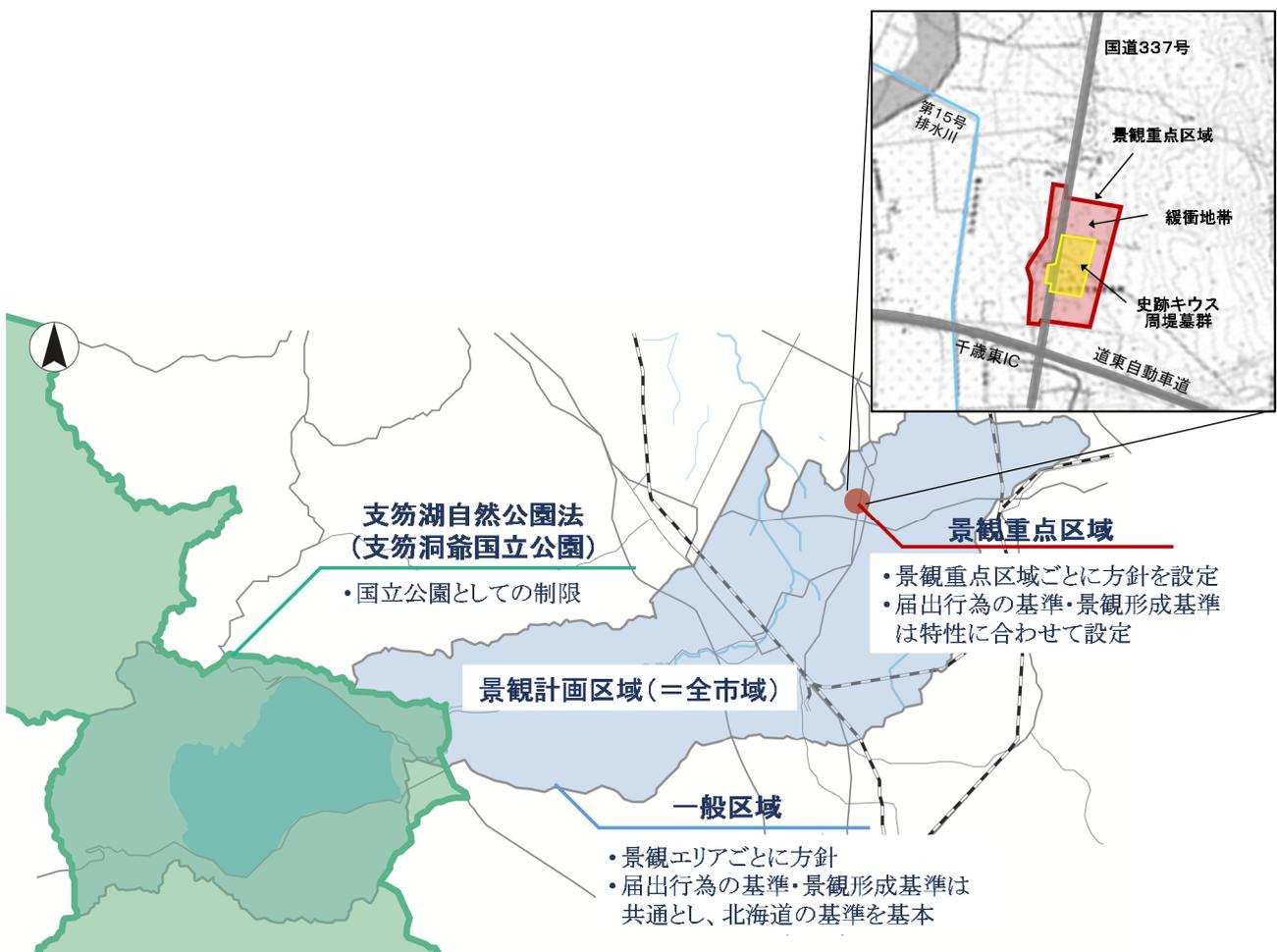
（1）景観計画区域の区分

基本理念に基づいた千歳市の景観づくりを進めるためには、千歳市全域を対象にすることが必要です。そこで、景観計画が適用される範囲「景観計画区域」=千歳市全域として定め、「一般区域」と「景観重点区域」に区分します。

景観計画区域のうち、千歳市の景観づくりで特に重要なエリアを「景観重点区域」として定めま

す。「一般区域」及び「景観重点区域」における景観づくりには、景観法に基づく「届出対象行為」と「景観形成基準」を設定します。

なお、景観づくりにおいて特に重要なエリアである「景観重点区域」については、エリアの特性に応じて「一般区域」とは異なるルール・制限を設定します。



(2) 一般区域の景観形成基準

景観形成の方針

- 各景観エリア、景観軸との調和を図ります。
- 適切な位置・配置・規模・形態意匠を誘導し、まちのイメージの維持・向上を図ります。

建築物及び工作物

種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準及び命令基準
位置配置	<ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。 	<p>< 勧告・協議基準 ></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物及び工作物(以下「建築物等」という。)の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
規模	<ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。 	<p>< 勧告・協議基準 ></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。
形態又は色彩その他の意(以下「形態意匠」という。)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 (2) 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 (3) 外観には、周辺景観と調和する色彩を用いること。 (4) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 (5) オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。 	<p>勧告・協議基準</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるとき。 <p>< 命令基準 ></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 上記(2)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。

種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準及び命令基準
敷地の外構・その他	<p>(1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。</p> <p>(2) 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。</p> <p>(3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。</p>	<p>< 勧告・協議基準 ></p> <p>(1) 建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(2) 良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p>

開発行為

種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準及び命令基準
位置	<p>(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。</p> <p>(2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。</p>	<p>< 勧告・協議基準 ></p> <p>(1) 開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うとき</p> <p>(3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。</p>
規模	<p>(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。</p> <p>(2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。</p>	<p>< 勧告・協議基準 ></p> <p>(1) 開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うとき。</p> <p>(3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行うとき。</p>
形状緑化等	<p>(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。</p> <p>(2) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。</p> <p>(3) 開発区域内の既存樹木は可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。</p>	<p>< 勧告・協議基準 ></p> <p>(1) 開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(2) 河川、水辺、表土等を保全しないことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(3) 地域で親しまれている景観の保全に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p>

(3) 景観重点区域の景観形成基準

景観形成の方針

景観重点区域とその周辺の景観との調和を図ります。

視点場・眺望の保全、色彩・素材の誘導、緑化等を推進して、良好な景観づくりを図ります。
自然環境、歴史文化、都市環境、観光振興等に資する景観資源や景観を保全します。

建築物及び工作物

行為の種類		景観形成基準
建築物の新築 増築、改築又は 移転	位置 配置 高さ	(1) 周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置、配置とするよう努めること。 (2) 視点場 から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。 (3) やむを得ず、視点場から視認される場合は、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。
	形態 意匠	(1) 周辺の景観と調和するものとし、突出した印象を与えない形態、意匠とするよう努めること。
	色彩	(1) 屋根及び外壁等は、原則、けばけばしい色は用いず、周辺景観と調和した色彩とするよう努めること。(別表色彩基準参照) (2) 視点場から視認される場合は、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないように、屋根及び外壁等の5分の4以上の面積に推奨色を用いるよう努めること。なお、やむを得ず、けばけばしい色を用いる場合は、建築物等本体のいずれかの立面(建築物の1つの面における鉛直投影面積)で、当該立面の面積の5分の1を超えないようにすること。
	素材	(1) 周辺の景観と調和する素材を用いるよう配慮すること。 (2) 屋根や外壁等に、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。
	敷地	(1) 敷地内に既存の樹木がある場合には、保存に努めること。 (2) 門、塀、さく等を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態、意匠や素材とするよう努めること。
	その他	(1) 建築物等に付帯する設備が視点場から視認される場合は、植栽を設ける等、視認されないよう努めること。 (2) 車庫や物置等の付属建物を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態、意匠や素材を用いるよう努めること。 (3) 屋外照明を設置する場合は、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めると。 (4) 増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。
工作物の新設、 増築、改築又は 移転	位置 配置 高さ	(1) 周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置、配置とするよう努めること。 (2) 視点場から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。 (3) やむを得ず、視点場から視認される場合は、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。
工作物の外観を変更 することとなる修繕、も しくは模様替え又は色 彩の変更		

行為の種類		景観形成基準
工作物の新設、増築、改築又は移転 工作物の外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	形態意匠	外観は、周辺の景観と調和した形態、意匠とするよう努めること。
	色彩	原則、けばけばしい色は用いず、推奨色を使用し、周辺景観と調和した色彩とするよう努めること。(別表色彩基準参照)
	素材	周辺の景観と調和する素材を用いるよう配慮すること。
	敷地	敷地内はできる限り緑化し、既存の樹木がある場合は、保存に努めること。
	その他	屋外照明を設置する場合は、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他土地の形質の変更	方法	現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないように努めること。やむを得ない場合は、緑化等による修景に努めること。
	その他	視点場から視認される場合には、植栽を設ける等、視認されないよう努めること。
土石の採取又は鉱物の掘採	方法	形状を変更する土地の範囲は必要最小限度とし、土地の形質、樹木の保存に努めること。 採取又は掘採は整然と行い、視点場から視認される場合には、植栽を設ける等、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。
	その他	行為後の跡地は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。
木竹の伐採	方法	伐採は、必要最小限の規模とするよう努めること。
	その他	伐採後の跡地は、行為後の土地利用に応じ、周辺の景観と調和するよう緑化に努めること。
屋外における土石廃棄物、再生資源その他物件の堆積	位置規模	視点場から見えにくい位置及び規模とするよう努めること。
	方法	物を積み上げる場合には、可能な限り高さを抑えるよう努めるとともに、整然とした堆積を行うよう配慮すること。
	その他	視点場から視認される場合には、植栽を設ける等、視認されないよう努めること。
水面の埋立て又は干拓	方法	埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。
太陽光発電設備の設置	位置規模	周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置、素材及び規模とすること。 視点場から見えにくい位置及び規模とするよう努めること。
	その他	視点場から視認される場合には、植栽を設ける等、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。

視点場...視対象(眺めの対象)を眺望するために設置された場所又は眺望することができる場所のこと。

< 色彩基準 >

外壁

外壁のベースカラーについては、落ち着きが感じられ、周辺の景観と調和するものとし、次の色彩の範囲内とする。また、各色相におけるけばけばしい色()は使用を避けるべき色とする。

ただし、次に掲げるものはこの限りではない。

着色していない石材、木材、土壁、レンガ等で仕上げた場合

市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合（公共又は公益的施設）又は機能上やむを得ない施設として認める場合

けばけばしい色の範囲(次頁「屋根」についても同じ)

- ・R(赤)、YR(黄赤)系の色相:彩度8を超えるもの
- ・Y(黄)系の色相:彩度6を超えるもの
- ・上記以外の色相:彩度4を超えるもの

((色彩基準(推奨色)とするマンセル値))

色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
R (赤)系	2.5 以上 6.0 未満	6.5 以下	BG (青緑)系	2.5 以上 6.0 未満	4.0 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 6.5 以下		2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 4.0 以下
YR (黄赤)系	7.0 以上 8.0 未満	1 を超え 3 以下	B (青)系	2.5 以上 5.5 未満	4.0 以下
	3.0 以上 7.0 未満	6.5 以下		2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 4.0 以下
	2.5 以上 3.0 未満	1.5 を超え 6.5 以下			
Y (黄)系	7.5 以上 8.0 未満	1 を超え 3 以下	PB (青紫)系	2.0 以上 5.0 未満	4.0 以下
	3.0 以上 7.5 未満	6.0 以下		1.5 以上 2.0 未満	1.5 を超え 4.0 以下
	2.5 以上 3.0 未満	1.5 を超え 6.0 以下			
GY (黄緑)系	7.0 以上 8.0 未満	1 を超え 3 以下	P (紫)系	2.0 以上 5.0 未満	4.0 以下
	3.0 以上 7.0 未満	4.0 以下		1.5 以上 2.0 未満	1.5 を超え 4.0 以下
	2.5 以上 3.0 未満	1.5 を超え 4.0 以下			
G (緑)系	6.5 以上 8.0 未満	1 を超え 3 以下	RP (赤紫)系	2.5 以上 5.5 未満	4.0 以下
	2.5 以上 6.5 未満	4.0 以下		2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 4.0 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 4.0 以下			
			N(無彩色)	2.0 以上 9.0 未満	-

屋根

屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和するものとし、次の色彩の範囲とする。

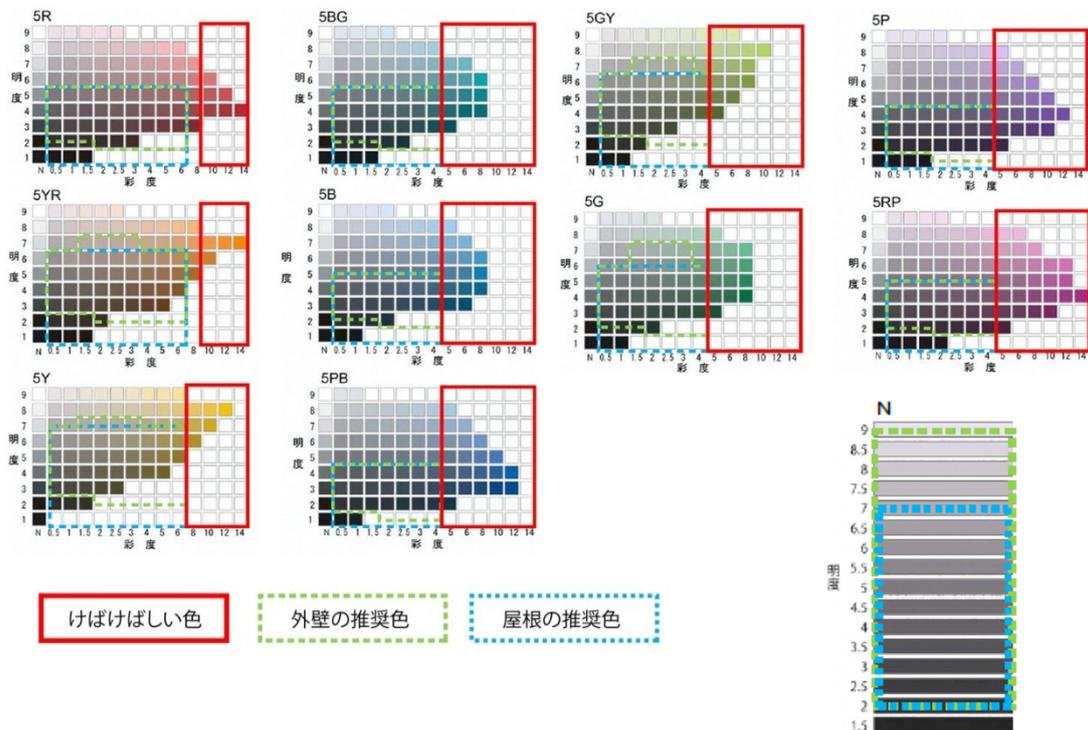
また、各色相におけるけばけばしい色は避けるべき色とする

ただし、次に掲げるものはこの限りではない。

着色していない石材、木材、土壁、レンガ等で仕上げた場合

市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合（公共又は公益的施設）又は機能上やむを得ない施設として認める場合

色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
R（赤）系	6.0 未満	6.5 以下	B（青）系	5.5 未満	4.0 以下
YR（黄赤）系	7.0 未満	6.5 以下	PB（青紫）系	5.0 未満	4.0 以下
Y（黄）系	7.5 未満	6.0 以下	P（紫）系	5.0 未満	4.0 以下
GY（黄緑）系	7.0 未満	4.0 以下	RP（赤紫）系	5.5 未満	4.0 以下
G（緑）系	6.5 未満	4.0 以下	N（無彩色）	2.0 以上 7.0 未満	-
BG（青緑）系	6.0 未満	4.0 以下			



2. 届出対象行為

建築物、工作物、開発行為などについて、以下の規模以上の新築、増改築等の行為を行う場合を事前に届出の対象として定めます。

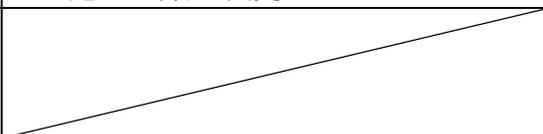
(1) 一般区域の届出対象行為

届出対象行為	規模								
(1) 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新築、増築(増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。)、改築(改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。)又は移転	高さ13メートル又は延べ面積2,000平方メートル(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域内における建築物にあっては、高さ20メートル又は延べ面積3,000平方メートル)ただし、増築又は改築にあっては、増築前又は改築前の建築物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。								
(2) (1)の規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	当該立面の鉛直投影面積の2分の1								
(3) 次に掲げる工作物(建築物を除く。以下同じ。)でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新設、増築(増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。)、改築(改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。)又は移転 ア さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物(法第8条第2項第4号ロに規定する特定公共施設、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設及び空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港の用に供するもの(以下「特定公共施設等供用工作物」という。)を除く。) イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物(特定公共施設等供用工作物並びに電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物に該当するものを除く。) ウ 風力発電設備 エ 煙突その他これらに類する工作物 オ 物見塔その他これらに類する工作物 カ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物 キ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 ク 自動車車庫の用に供する立体的な施設	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>アに掲げる工作物</td> <td>高さ5メートル</td> </tr> <tr> <td>イからエまでに掲げる工作物</td> <td>高さ15メートル(建築物と一体となつて設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル)</td> </tr> <tr> <td>オに掲げる工作物</td> <td>高さ13メートル(建築物と一体となつて設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートル)</td> </tr> <tr> <td>カからサまでに掲げる工作物</td> <td>高さ13メートル又は築造面積2,000平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	アに掲げる工作物	高さ5メートル	イからエまでに掲げる工作物	高さ15メートル(建築物と一体となつて設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル)	オに掲げる工作物	高さ13メートル(建築物と一体となつて設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートル)	カからサまでに掲げる工作物	高さ13メートル又は築造面積2,000平方メートル
アに掲げる工作物	高さ5メートル								
イからエまでに掲げる工作物	高さ15メートル(建築物と一体となつて設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル)								
オに掲げる工作物	高さ13メートル(建築物と一体となつて設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートル)								
カからサまでに掲げる工作物	高さ13メートル又は築造面積2,000平方メートル								

ケ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 コ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設 サ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設 シ 太陽電池発電設備	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="839 152 1123 273">シに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1129 152 1404 273">高さ 5メートル又は築造面積 2,000 平方メートル</td> </tr> </table>	シに掲げる工作物	高さ 5メートル又は築造面積 2,000 平方メートル
シに掲げる工作物	高さ 5メートル又は築造面積 2,000 平方メートル		
(4) (3)の規模を超える工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり ただし、増築又は改築にあつては、増築前又は改築前の工作物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る築造面積の合計が 10 平方メートル以下のものを除く。 当該立面の鉛直投影面積の 2 分の 1		
(5) 開発行為(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 12 項に規定する開発行為をいう。以下同じ。)で、当該行為に係る土地の面積又は当該行為に伴い生ずる法面、擁壁の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの	土地の面積にあつては 10,000 平方メートル、法面、擁壁の高さにあつては 5 メートル		

高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定方法については、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条の規定に準ずるものとする。

(2) 景観重点区域の届出対象行為

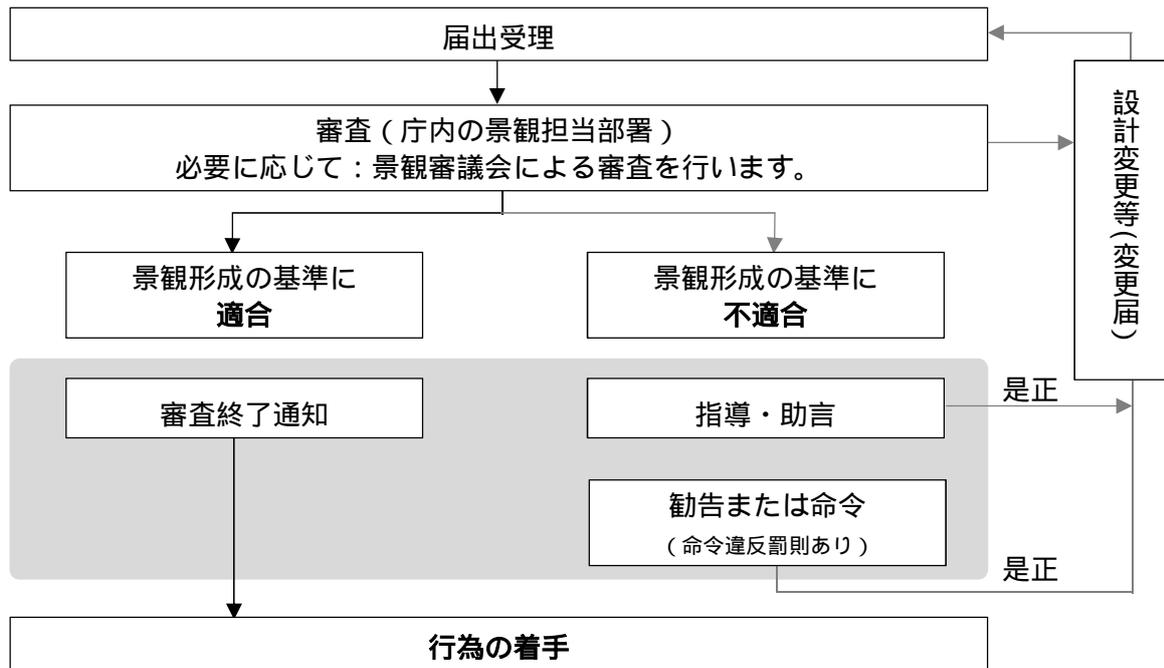
行為の種類	届出が必要となる規模
(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転 (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	延べ面積が 10 m ² を超えるもの 外観を変更する場合は、外観面積のうち 10 m ² を超える外観の変更
(3) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	
さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	
風車、風力発電施設その他これらに類する工作物	
煙突、排気塔その他これらに類する工作物	
物見塔、電波塔その他これらに類する工作物	
電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路(支持物を含む。)	
彫像、記念碑その他これらに類する工作物	
観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	
自動車車庫の用に供する立体的施設	
アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設	
石油、ガス又は穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設	
汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設	
工作物の外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	
(5) 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	法面又は擁壁の高さが 1.5m を超えるもの、もしくは開発区域面積が 300 m ² を超えるもの
(6) 土石の採取又は鉱物の掘採	
(7) 土地の形質の変更	
(8) 木竹の伐採	高さが 5m を超えるもの又は伐採面積が 50 m ² を超えるもの
(9) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の期間が 90 日を超え、かつ法面又は擁壁の高さが 1.5m を超えるもの、又は土地面積が 50 m ² を超えるもの
(10) 埋立て又は干拓	水面の面積が 300 m ² を超えるもの又は法面の高さが 1.5m を超えるもの
(11) 太陽光発電設備の設置	事業の敷地面積が 300 m ² を超えるもの

高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定方法については、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条の規定に準ずるものとする。

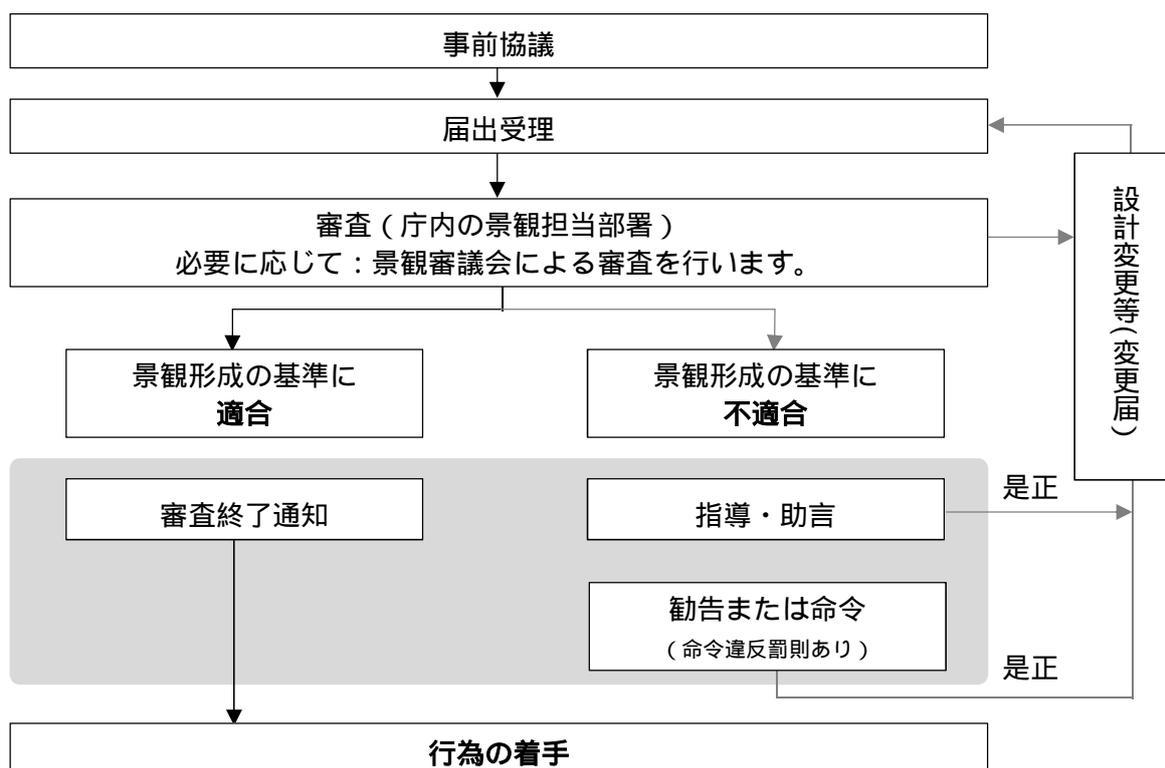
3. 届出に係る基本フロー図

景観計画区域内で届出対象となる行為を行う際は、以下の図のとおり景観法に基づく届出の手続きが必要となります。景観重点区域においては、計画段階から事前協議を行い、一般区域と同様、必要に応じて景観審議会等で景観形成基準への適合の可否を審議することとなり、支障がないと判断された場合のみ、行為の着手が可能となります。

(1) 一般区域の基本フロー図



(2) 景観重点区域の基本フロー図



5章 景観づくりに関わる資源の指定方針や整備に関する事項

景観形成基準・届出対象行為による景観の誘導に加えて、景観重要建造物の指定の方針設定など景観法に基づいた取組を推進し、千歳市の良好な景観づくりを図ります。

1. 景観重要建造物の指定の方針
2. 景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

千歳市の景観形成を図るために重要な役割を果たしている建造物や樹木を、景観重要建造物及び景観重要樹木として指定していきます。景観重要建造物及び景観重要樹木に指定するための方針は、以下のとおりとします。

なお、指定にあたっては、所有者の合意を得られ、景観審議会の意見を聴いたうえで指定します。

景観重要建造物の指定の方針

良好な景観の形成に重要な建造物(一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む)を「景観重要建造物」として、景観形成に必要不可欠な場合に景観法施行規則 で定められている基準に基づいて指定します。

景観重要樹木の指定の方針

良好な景観の形成に重要な樹木を「景観重要樹木」として、景観形成に必要不可欠な場合に景観法施行規則及び都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令 で定められている基準に基づいて指定します。

景観法施行規則、都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令

景観法施行規則

(景観重要建造物の指定の基準)

第 6 条 法第 19 条第 1 項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

(2) 次のいずれかに該当するものであること。

イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

ロ 政府が世界遺産委員会（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 8 条第 1 項の世界遺産委員会をいう。以下このロにおいて同じ。）に対し同条約第 11 条第 2 項の世界遺産一覧表に記載することを推薦したものであって、当該推薦の際に世界遺産委員会に提出された管理計画（変更があったときは、その変更後のもの）に従って公衆によって望見されるものであること。

景観法施行規則

(景観重要樹木の指定の基準)

第 11 条 法第 28 条第 1 項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

(2) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令

(景観重要樹木の指定の基準)

第 1 条 景観法第 28 条第 1 項の国土交通省令・農林水産省令で定める都市計画区域外の景

観重要樹木（以下単に「景観重要樹木」という。）に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景

6章 景観づくりの推進方策

1. 千歳市の景観づくりを支える推進方策

(1) 市民参加による景観づくりの推進

景観講座の開催・ジュニア景観士講座の開催

市民協働事業として、市民団体と協働で、景観に関する市民対象講座を行い、市民の景観づくりに対する意識の向上や人材育成を図ります。

(2) 景観づくりに関する啓蒙、啓発、各種情報提供の充実

千歳市景観アドバイザーの派遣

景観講座、ジュニア景観士講座や商店街、各種団体、地域コミュニティなどへ景観の専門家を派遣し、地域の景観づくりに対するアドバイスなどを行います。

景観出前講座の開催

市職員による景観づくりに関する出張講座を開催します。

ホームページによる情報提供

景観づくりの啓蒙、啓発、景観計画の周知、推進のため、景観講座、ジュニア景観士講座、景観出前講座などの各講座情報を掲載するとともに、景観計画に関する内容を掲載します。

(3) 公共事業、民間事業との連携体制の構築

千歳市景観市民会議の設置

市民、事業者、市の連携を強化するため、景観づくりに関する情報交換や、景観づくりの取り組みについて話し合う場をつくります。

千歳市景観推進会議の設置

千歳市景観計画を推進するための母体となる庁内組織として設置し、公共事業等における景観づくりの取り組みに関する情報交換や、必要に応じて、良好な景観づくりに関する施策を検討します。

屋外広告物の誘導

北海道屋外広告物条例や新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドラインを連携し、景観づくりを行う上で重要な地区において、屋外広告物の設置に対し、適正に誘導します。